

「東京糖尿病療養指導士・東京糖尿病療養支援士の会
(略称:東京CDE・CDSの会)」会則

(名称・所属)

第1条 本会は、東京糖尿病療養指導士・東京糖尿病療養支援士の会(略称:「東京CDE・CDSの会」と称する。

2 本会は、一般社団法人東京糖尿病療養指導推進機構に所属し、会員は東京都糖尿病協会に加入する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、一般社団法人東京糖尿病療養指導推進機構(東京都港区)内に置く。

(目的)

第3条 本会は、東京都糖尿病協会との連携のもと、会員の研鑽と交流をはかり、糖尿病療養に関するスキルアップを通じ、糖尿病患者さんとその予備群等の療養に貢献するものである。

(事業)

第4条 本会の目的を達成するため、次の事業を行うことができる。

- (1)年1回の総会の開催に合わせ、会員を対象とした講演会、交流会を開催する。
- (2)月刊糖尿病ライフ「さかえ」(日本糖尿病協会発行)の配布
- (3)その他、本会の目的を達成するのに必要な事業

(会員)

第5条 東京糖尿病療養指導士認定機構が行う東京糖尿病療養指導士、東京糖尿病療養支援士の認定試験に合格し、認定された者を会員とする。但し、既に日本糖尿病協会の会員である人は除くものとする。

- 2 会員は、自動的に東京都糖尿病協会会員並びに公益社団法人日本糖尿病協会会員となる。
- 3 本会の目的趣旨に反する行為があった場合、または該当期間内に会費の未納者は、世話人会にはかり除名する事ができる。
- 4 会員で退会を希望する場合は、書面で退会届を提出することにより、退会できる。この場合、既に納めた該当年の会費は返却しないものとする。

(世話人)

第6条 本会に次の世話人をおく。

代表世話人:1名

世話人:若干名

(世話人の選出)

第7条 世話人は、一般社団法人東京糖尿病療養指導推進機構が任命する。

- 2 世話人の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

(世話人の役務)

第8条 代表世話人は、本会を代表し会務を処理する。

(会務の報告)

第9条 本会は、毎事業年度終了後3か月以内に、会の前年度の活動報告、決算報告、新年度の事業計画、予算案をまとめ、会のホームページ上にて会員に報告する。

(会費)

第10条 会員は、会費5,000円を年度ごとに納入する。

- 2 本会は、会費の一部を日本糖尿病協会、東京都糖尿病協会の会費として東京都糖尿病協会に納めるものとする。

(経費)

第11条 本会の経費は会費及び寄付金等をもってこれにあてる。

(事業年度)

第12条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(その他)

第13条 本会則に明記していない事項はその都度世話人会で決定するものとする。

(附則)

第14条 本会は平成30年4月1日より之を実施する。